

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請

令和5年2月21日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、次のとおり必要な協力の要請をする。

1 県民に対する協力要請

(基本的感染対策)

ア 「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)は一つでも回避、「人と人との距離の確保」、「場面に応じたマスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること

このうち「場面に応じたマスクの着用」については、令和5年3月13日から、「マスクの着用」の考え方が、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに見直されるため、同日以降の対応は、別紙の参考資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正））3(3)マスクの着用（抜粋）」を参照すること

- イ 早期にワクチンの接種を受けることを検討すること
- ウ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うこと
- エ 換気については、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと
- オ 感染の不安がある場合や、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、検査を行うこと

(外出・移動)

- カ 発熱等の症状がある場合は、出勤、登校・登園等を含め、外出・移動を控えること
- キ 帰省や旅行等での移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- ク 業種別ガイドイン等を遵守している施設等の利用を推奨
- ケ 飲食は、第三者認証（広島積極ガード店ゴールド）を取得している飲食店の利用を推奨

(差別・誹謗中傷の禁止)

コ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関、医療関係者、その他の対策に携わった方に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷を行わないこと

2 医療機関・高齢者施設等に対する協力要請

(基本的感染対策)

- ア 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底すること
- なお、感染対策としてのマスクの着用については、令和5年3月13日から、「マスクの着

用」の考え方方が、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに見直されるため、同日以降の対応は、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正））3(3)マスクの着用（抜粋）」を参照すること

イ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ、効果的な換気を実施すること

ウ クラスターが起こりうることを前提に、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等）を行うこと

エ 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえた具体的な対策を実施すること

オ 医療機関においては感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」）に基づく対応を徹底すること

カ 高齢者施設等においては「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底するとともに、感染が流行している期間については、従事者の定期的な検査を実施すること

（外出・外泊、面会等）

キ 感染が流行している地域では、入院患者、利用者の外出・外泊については、感染拡大防止の観点と、患者や利用者、家族のQOL（Quality of Life）を考慮して対応を検討すること

ク 面会については、面会者の感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること

ケ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児の入院について、院内感染に配慮しつつ、可能な限り支援者の付添いを受け入れることについて、対応を検討すること

3 学校・保育所等に対する協力要請

（基本的感染対策）

ア 学校・保育所等での感染対策については、子供の教育機会を可能な限り確保するとともに、子供や教育現場、医療現場の負担に配慮して効果的・効率的な対策に取り組むこと

イ 学校等においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、学校教育活動の実施に当たっては、次の事項に留意し、マスクの着用を求めることがあります

- ① 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること
- ② 地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること

以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日から適用することとし、それまでの間は、なお従前の例によること

上記の適用時期に関わらず、令和5年4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本としつつ、県教育委員会等が示すその際の留意事項に配慮すること

ウ 保育所・認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童ができるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと

2歳未満児のマスクの着用は奨めない

2歳以上児についても、マスクの着用は求めないが、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること

以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日から適用することとし、それまでの間は、なお従前の例によること

エ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ、効果的な換気を実施すること

オ 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえた具体的な対策を実施すること

(外出、移動)

カ 発熱等の症状がある教職員や児童生徒等の出勤、登校等を控えること

※ 大学、放課後児童クラブ等においても、上記を踏まえ適切に対応すること

4 事業者に対する協力要請

(基本的感染対策)

ア 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」等を避ける行動を徹底すること

特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること

なお、感染対策としてのマスクの着用については、令和5年3月13日から、「マスクの着用」の考え方方が、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに見直されるため、同日以降の対応は、別紙の参考資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正））3(3)マスクの着用（抜粋）」を参照すること

イ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと

ウ 高齢者や基礎疾患有する者等重症化リスクの高い労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワ

ーク) や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと

エ 職場や店舗等では業種別ガイドラインを実践すること

オ 飲食店等（接待を伴う飲食店を含む。）の施設の運営責任者は、第三者認証（広島積極ガイド店ゴールド）の取得に努めること

（外出・移動）

カ 発熱等の症状がある従業員の出勤を控えること

キ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること

5 イベント等の開催に係る協力要請

「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和4年3月7日適用 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部）のとおり

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針

(令和2年5月15日制定(令和5年2月21日一部改正))

3(3)マスクの着用(抜粋)

- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク(不織布マスクを推奨)の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。)

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅(宿泊)療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求ることは許容される。